

処分年月日	事業者名	本社所在地	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	当該警告により付された違反点数	当該事業者につされた累積違反点数
令和8年3月23日	四国開発フェリー(株)	愛媛県今治市	警告	令和7年11月19日18時25分頃、一般旅客定期航路事業者である四国開発フェリー株式会社が運航する旅客フェリー「おれんじ四国」(総トン数2,918トン、旅客定員485人)が、臼杵港から八幡浜港へ向け航行中、パナマ籍貨物船と衝突する事故が発生した。これを受けて、令和7年11月20日及び12月2日に海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程に違反する事実が確認された。	<p>① 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>② 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。</p> <p>③ 船長は、安全管理規程第35条及び作業基準第10条に定めるところにより、船内車両誘導係員に対して、運転者が車両区域にとどまらないよう指示させること。</p> <p>④ 安全統括管理者等は、安全管理規程第39条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。</p> <p>⑤ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、乗組員等に対し安全管理規程、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的を実施し、その周知徹底を図ること。</p>	9点	9点